

高松市監査委員告示第15号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成22年11月18日

| | |
|---------|-------|
| 高松市監査委員 | 谷本繁男 |
| 同 | 吉田正己 |
| 同 | 森川輝男 |
| 同 | 小比賀勝博 |

包括外部監査結果に基づく措置通知について

第1 平成16年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 少子高齢化対策事業に関する財務事務の執行について

(1) 措置を講じた部課名 健康福祉部保育課

ア 措置通知日 平成22年11月9日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 保育料の正確性を確保し、公平な保育料を徴収するためには、すべての保育料をマッチングの対象とすべきもの

保育料チェックシステムについては、平成21年度にシステム改修を行い、従来は対象外であった所得税非課税世帯についても、マッチングの対象とした。

ウ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 保育料チェックシステムの改善を検討することについて

保育料チェックシステムについては、平成21年度にシステム改修を行い、従来は対象外であった所得税非課税世帯についても、マッチングの対象とした。

第2 平成19年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 未利用資産（土地）の活用及び売却について

(1) 措置を講じた部課名 産業経済部土地改良課

ア 措置通知日 平成22年10月25日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 元ため池の埋立地を売却または市民農園等による活用の検討について

現状管理となっている未利用土地（中間町800-1，溜池627㎡）については，売却する方針で平成20年11月に市のホームページに「高松市有財産（土地）未利用地のお知らせ」として掲載した。